

兵農分離政策と郷土制度

—和歌山藩隅田組を素材として—

藤田達生

- 一 問題の所在
- 二 中世末期の隅田党
- 三 織田政権と隅田党
- 四 仕官運動と隅田組の誕生
- 五 結語—兵農分離の実像—

論文要旨

豊臣政権の身分政策の特徴は、豊臣大名の家臣団に属し、城下町に集住して転封にも従う侍のみを武士と確定したことにある。したがってこれに該当しない侍は、処分の対象となり、牢人もしくは百姓とならざるをえなかった。しかしこれはあくまでも理念であって、現実との間には当然一定の懸隔があったとみなければならぬ。天下統一後も大陸出兵へと戦争が継続されたことから、依然として地域社会に君臨する村の侍に対する軍事動員が不可欠であったからである。当時の豊臣政権は、表向きには「主を不持、田島つくらさる侍」の存在を否定していたのであるが、それは実質的には無理であった。

小稿で取り上げた紀伊国伊都郡の隅田党の侍達は、室町・戦国期には守護畠山氏に、同氏滅亡後は織田信長に属したが、天正十三年（一五六五）の豊臣政権による紀伊国への攻撃によって牢人となってしまった。彼らは、こののち仕官を求めて運動したのであるが、打ち続く戦争がそのための絶好のチャンスとなったのである。

このような兵農分離政策に内在する矛盾の揚棄に本格的に取り組んだのが、幕藩体制国家であった。和歌山藩の場合、元和七年（一六二二）には領内か

ら六十家を、翌八年には隅田党から十五家を抜擢し（隅田組の誕生）、前者には切米五〇石を後者には三〇石を給する与力として組織した。紀州徳川家の初代として元和五年に入国した徳川頼宣は、まずは領内の名族・旧家を調査して在地勢力を家臣団へ吸収することによって、藩支配の安定化を試みたのである。

これが一定程度奏功し、しかも藩財政が悪化してくると、正保元年から同二年（一六四四）にかけて彼らの一斉召し放ちがおこなわれた。そこで藩が採用したのが、地土制度であった。これは村の侍を地土、すなわち郷土として身分編成し、名字・帯刀などの特権を認めるかわりに、農村に居住する軍役負担者として治安維持の一翼を担わせるといふ、まことに巧妙な制度であった。以後藩体制維持のための安全弁として機能したのであった。

紀伊国において、在地性を喪失した近世武士団が、石高制にもとづく安定的な地域支配を実現するためには、結局のところ村の侍の存在を体制的に容認せねばならなかった。したがって近世身分制も、中世以来の地域的身分秩序を包摂せずしては、成立しえなかつたと考えざるをえないのである。